

告示

埼玉県告示第千六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団愛友会 伊奈病院	北足立郡伊奈町大字小室九四一九	令和五年八月六日
おおた泌尿器科・内科クリニック	草加市草加四―一―九ルピナス草加Ⅱ 二〇五	令和五年七月三十一日
医療法人社団白報会 そうか在宅診療所	草加市栄町三―一―一四―三	令和五年七月三十一日
はんだ内科クリニック	志木市本町六―一八―五 一F	令和五年七月三十一日
眼科龍雲堂医院	志木市本町四―三―一七	令和五年七月二十九日
宮本眼科医院	加須市元町九―四	令和五年八月十二日
高沢医院	鶴ヶ島市脚折町六―一八―七	令和五年七月二十日

二 指定施術機関

渡邊 将志	氏 名
	住所
株式会社ベスト	名 称
三 鴻巣市鎌塚一八一六	所 在 地
日 令和五年八月十八	施 術 所
	廃止年月日